

5 今後の課題と計画の改訂

本計画においては、緑の基本計画の策定から現在までの施策の検証とそれを踏まえた施策の方針及び目標を示しているが、この内容から、今後計画改訂に至る今後5年間に取り組むべき課題を整理すると、次のような点が挙げられる。

①緑の保全について

- ・ 古都鎌倉の歴史的風土の保存を図るため、歴史的風土保存区域の拡大を受けて、歴史的風土特別保存地区の指定拡大への取り組みを推進していくことが必要である。
- ・ 歴史的風土保存区域以外の骨格的な緑地の保全に向けて、近郊緑地保全区域の指定拡大及びその枢要部分の近郊緑地特別保全地区指定への取り組みを推進していくことが必要である。
- ・ 市の条例に基づく緑地保全推進地区の指定拡大を図るとともに、このうち法制度である緑地保全地区の指定候補地に対しては、その指定に向けた取り組みを行っていくことが必要である。この場合、10haを超える規模の緑地については、県・市の役割分担などの協議も並行して行っていくことが必要である。
- ・ 風致地区の指定区域や許可基準について検討するとともに、鎌倉の風致の維持・創出に向けた方針づくりが必要である。
- ・ 緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区と、関連施策（要綱に基づく緑地保全契約、緑地使用契約、樹林管理事業等）との連携により、緑地保全施策を推進していくことが必要である。
- ・ 市内の保全を必要とする緑地について、植生調査や野生生物調査だけでなく、生態系との関連等を含めた詳細な自然環境調査を実施し、緑地保全施策に活かしていくことが必要である。
- ・ 緑地保全基金について、財政状況を踏まえつつ充実に努める必要がある。
また、緑地保全財源の確保について、「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」で示した内容をさらに検討していく必要がある。
- ・ 広町の緑については、鎌倉市緑政審議会の答申（平成12年7月31日）に沿って、「都市林」の整備に向けた取り組み（自然環境調査を踏まえた基本構想の策定、実現に向けた手続き）を推進していくことが必要である。
また、都市林の整備に伴う財源の軽減化を図るため、上記の答申に提言として示された「受益者負担制度」、「市民参加」、「国・県の支援」、「特殊な手法」、「その他の手法」等の方策の具体的検討を行っていく必要がある。
- ・ 市の要綱に基づく「緑地使用契約」制度については、都市緑地保全法に基づく「市民緑地」と目的・内容等が類似することから、「市民緑地」への統合を含めた検討が必要である。

②緑の整備について

- ・既設の街区公園に対するバリアフリー化や、地域住民の年齢構成の変化等に対応した施設内容のリニューアル化を図っていく必要がある。
- ・地区公園・風致公園・歴史公園等の整備対象地について、緑地保全推進地区の適用などを図りながら、公園整備に向けた取り組みを推進していくことが必要である。
- ・鎌倉中央公園で実施している市民参加型の公園づくりを、今後他の公園にも広げていくことが必要である。
- ・楽しく歩ける鎌倉のまちづくりに向けて、遊歩道などの整備を推進する必要がある。
- ・街路樹の植栽が可能な街路については、緑が多くの機能を持つことを再認識し、さらに街路樹整備を進める必要がある。
- ・地域防災計画と連携して、防災機能を持つ緑地の再点検及び緑地の整備を行う必要がある。

③緑の創造について

- ・緑化推進に係る新たな要綱（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱、平成12年5月31日）の積極的活用による、接道緑化の推進が必要である。
- ・緑化モデル地区の指定の推進及びまちづくり推進地区内、景観形成地区内での緑化誘導を推進する必要がある。
- ・緑化基準の達成に向けた、公共施設の緑化の推進が必要である。
- ・河川環境の回復と市民が楽しめる水辺空間の整備に向けた取り組みが必要である。

④緑の啓発について

- ・（財）鎌倉風致保存会をはじめとした、緑の保全及び緑化の推進を行う市民団体等への支援の充実及び連携の手法などを検討する必要がある。
- ・緑に関するホームページ等の情報発信に努めていく必要がある。
- ・小中学校での「ゆとり教育」の実施と関連させた、学校での環境教育への貢献について、緑の啓発の視点から検討していく必要がある。
- ・樹林地の維持管理に対して、より多くの市民が参加できる仕組みづくりが必要である。
- ・地球環境保全に市民が係われるような仕組みづくりを検討する必要がある。

⑤関連データの整理について

- ・情報化の進展に対応するため、緑関連データのデジタル化に向けた対応が必要である。
- ・緑に関する土地利用について正確に把握するとともに、デジタルデータを政策に有効に役立てていくことが必要である。
- ・関連データを整理し、データの蓄積・改訂を毎年必ず行っていく必要がある。

鎌倉市は、今後とも緑の基本計画の実現に向けた緑化施策の着実な推進を図っていく方針であり、その上に立って、概ね5年後には基礎調査を含めた緑の基本計画の全面的な改訂を予定している。